

3歳から5歳までの子どもの保育料等が 令和元年10月より無償になります。

無償化の対象となるには 認定申請書の提出が必要です。

入園料・保育料の無償について

- 対象者は？
満3歳から5歳（小学校就学前）までの子ども
- 上限額は？
月額25,700円まで無償（ただし、給食費や通園費等は無償化の対象外です）
※入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象です。

〔算定のイメージ〕

12ヶ月在籍、入園料30,000円（月額換算2,500円）、保育料月額20,000円の場合

	入園料	保育料	合計 A	上限額 B	無償化対象
4月～9月	幼稚園就園奨励費として補助				
10月以降	2,500円	20,000円	22,500円	25,700円	22,500円

AがBを超えるときは、
超えた分の負担が
必要です

預かり保育の無償対象について

保護者の方の就労等（月60時間以上）の事情により、家庭で保育ができない場合は、預かり保育の利用料が無償化の対象になります。

- 対象者は？
「保育の必要性」は、裏面をご確認ください
「保育の必要性がある」と認定された①または②の方が対象です。
 - ① 3歳（年少）から5歳（年長）までの子ども
 - ② 満3歳で市町村民税非課税世帯の子ども
- 上限額は？
① の子どもは月額11,300円まで
② の子どもは月額16,300円まで

利用日数に応じて
上限額は変わります
(450円×利用日数)

〔算定のイメージ〕

利用日数10日と
20日の場合

利用料 A	利用日数	上限額 B	無償化対象 C AとBの低い方	保護者負担額 B-C
4,000円	10日	4,500円 (450円×10日)	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円 (450円×20日)	9,000円	500円

保育の必要性について

理由	内容	基準	証明書等
① 就労	就労(自営業、内職、夜間の就労含む)	原則、1日4時間以上かつ1ヶ月15日以上就労	勤務証明書
② 妊娠・出産	母が出産の前後である	出産予定月の2ヶ月前から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し(母の名前と出産予定日が分かるページ)
③ 疾病・障害	病気や心身に障害がある	実態により保育が必要であると認められる場合	・医証又は障害者手帳の写し ・保育の必要量申立書
④ 介護・看護	同居家族またはその他の親族の病気や障害により、常時、介護・看護が必要(長期入院等含む)	実態により保育が必要であると認められる場合	・看護申立書 ・医証又は障害者手帳の写し
⑤ 求職活動	求職活動を行っている(起業準備含む) ※同時期に複数名の求職はできません	1ヶ月15日以上、1日4時間以上の求職活動 ※求職を理由とした認定は1年に1回とし、90日を経過する日が属する月の末日まで	求職・起業申立書
⑥ 就学	大学、専門学校、職業訓練校等に就学している (自動車学校は除く)	実態により保育が必要であると認められる場合	・在学証明書 ・保育の必要量申立書
⑦ 育児休業	兄、姉が入所中で新生児の育児休業を取得している者	新生児の一歳の誕生日の前日まで (年長児は特例有)	・勤務証明書(育児休業期間と復職予定日が記載されたもの)

認定申請について

無償化の対象となるには、施設等利用給付の**認定申請書の提出が必要**です。

《認定区分と大牟田市内の方の手続き》 (市外にお住まいの方は住所地にご確認ください)



※市外の幼稚園をご利用の方は、市役所子ども育成課にご提出ください。

(問合せ先) 大牟田市子ども未来室子ども育成課 TEL:0944-41-2248